

平成23年6月3日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

全 国 知 事 会

子ども手当に関する国と地方の協議について（要請）

子ども手当については、国と地方公共団体との役割分担に関する事項であるとともに、地方財政・地方税制に関わる重要事項であることから、「国と地方の協議の場に関する法律」第3条に規定する協議事項にあたるものである。一昨年来、子ども手当の制度設計に当たっては地方の意見が取り入れられず混乱を招いてきたが、効果的な制度を実現するため分科会を設置し、現場である地方の意見を的確に反映していくべきである。

したがって、今後、この意見交換会を、同法に基づく協議の場の「分科会」に位置付けていくことを求める。